

白井市立図書館心身障害者等に関する図書等の貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市立図書館管理運営規則(平成6年白井町教育委員会規則第2号。以下「規則」という。)第12条に規定する、図書館資料(以下「資料」という。)の配郵送貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 資料の貸出しを受けることができる者は、規則第12条に掲げる者で規則第8条に基づき利用カードの交付を受けたものとする。

(利用申込)

第3条 資料の貸出しを受けようとするときは、電話、ファクシミリ又は、郵便により申し込まなければならない。

(費用負担)

第4条 資料の貸出し及び返却に要する費用は、白井市立図書館において負担するものとする。

(貸出し冊数及び期間)

第5条 資料の貸出しは、1人につき図書資料、視聴覚資料とも無制限、期間は3週間とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めのない事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年2月27日から施行する。